

県単独「干害応急対策事業」について

1. 事業目的

干ばつが発生し、通常の水源からの用水確保が困難となった場合、用水確保のため、揚水施設や送水管の設置、給水タンクの借入等の応急対策が必要となることから、その干ばつ対策への支援を行い、土地改良区等の管理団体の負担軽減を図ることにより、迅速な対応を促進するとともに、農業経営の安定化を図る。

2. 事業概要

1) 事業実施主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、地域営農組合等（※個人による応急対策は対象外）

2) 事業内容 農作物の干ばつ被害を防止するため実施する次のもの

- ・水路の造成、揚水施設（井戸、揚水機等）の設置及び送水管の設置など、用水確保のための工事に要する経費
- ・水路等への補水に必要な揚水機及び揚水機付属部品の購入及び借入に要する経費
- ・農業用水確保のために使用した給水車・タンク車の借入及びタンクの購入・借入に要する経費（※給水車等のオペレーター経費は含む）

3) 事業要件（①or②かつ③～⑥のすべての要件を満たす必要がある。）

- ①：水田及び畑に係るものは、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上、又は30日間の総雨量が100mm以下
- ②：果樹園に係るものは、連続干天日数が25日以上、又は30日間の総雨量が60mm以下
- ③：事業費は、1地区10万円以上
- ④：取水制限等の節水対策を実施していること。
- ⑤：通常の水源では、取水が困難または著しく不足していること。
- ⑥：④、⑤の状況が県内の複数市町村で発生していること
(現在、県内において30日間の総雨量が100mm以下の条件を満たしている。)

4) 補助率 40%（中山間地域：50%）

＜干害応急対策のイメージ＞※注意事項 作業状況が分かる記録をお願いします。

給水車から給水



ため池への送水管の設置



排水路へポンプ設置



問合せ先 各土地改良区、市町村

新川農林振興センター指導課 0765-22-9138 高岡農林振興センター指導課 0766-26-8443

富山農林振興センター指導課 076-444-4468 砺波農林振興センター指導課 0763-32-8125